

## 構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
大阪府泉南郡岬町

2. 構造改革特別区域の名称  
岬町笑顔満開給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲  
大阪府泉南郡岬町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

①大阪府の最南端に位置し、地形は東西 10km、南北 6km、面積 49.03 キロ平方メートルで、東南部は和泉山脈で和歌山県と接しており全体の約 80%が山地である。また、西北部は大阪湾(ちぬの海)に臨んで淡路島と相対し、府下でも珍しい自然海岸を形成している。気候は四季を通じて温和で雨量の少ない瀬戸内気候区に属し、豊かな自然に恵まれたまちである。生活環境面では、南海本線が町の東側から南側に走っており、途中のみさき公園駅では、特急電車が停車する駅となっており、古くからみさき公園動物園は有名である。

また、道路では、町を縦断する国道 26 号線が慢性的な渋滞を引き起こしているため第二阪和国道の整備が進められており、平成 23 年 3 月には本町の中心部である淡輪ランプが開通し、最終的には和歌山県に通じる道路である。

②岬町の人口は、昭和 50 年で 23,237 人をピークに、昭和 60 年で 22,719 人、平成 10 年で 20,793 人、平成 22 年で 18,071 人と年々減少しており、少子高齢化が町の主要課題となっている。

町内の教育施設は町立中学校 1 校・町立小学校 3 校・町立幼稚園 1 校・私立幼稚園が 2 校あり、保育施設は町立保育所が 3 ヶ所あるが、いずれも生徒・児童数は減少傾向にある。

また、本町の学校給食は昭和 41 年から学校給食共同調理場で共同調理場方式により開始しており、平成 15 年度に新築し、調理場は衛生環境、労働安全、作業能率などの面から、明るく安全で清潔なフルドライシステムで生徒・児童に安全でおいしい給食町内小中学校に・幼稚園に提供し、効率的な運営を実施している。

③保育施設は、昭和 44 年に多奈川保育所を開設し、2 歳から 4 歳児保育を実施しており、昭和 47 年からは緑ヶ丘保育所を開設したが少子化の影響で現在は子育て支援センターとして時代を担う子どもたちの健全育成を願って活用をしている。

また、昭和 53 年に深日保育所、昭和 56 年に淡輪保育所を開設し、全ての保育所は直営で運営しており、延長保育、土曜保育を実施し、核家族化の進行や共働き世帯の増加等、多様化する保育ニーズを反映しながら保育サービスを展開している。

④子どもを取り巻く環境は、社会の変化に伴い様変わりしてきているが、岬町においても、子育てがしやすい環境や子どもたちが健全に育つような環境を整備し、行政・家庭・学校・幼稚園・保育所・企業・地域の住民と連携し「豊かな自然と地域の力に包まれて一人ひとりの子どもが親が輝くまちづくり」を基本理念として、岬町次世代育成支援後期行動計画及びみさき健やか親子 21 を策定している。

以上のように本町は、従前から、教育を含め子育て支援に力を注いでおり、保育所については公立が 3 ヶ所、乳幼児保育、障害児保育、延長保育、土曜保育等を実施し

ている。また、子どもたちの健やかな成長のため、子ども支援部門の充実や子育て困難家庭に対する新たなサポート体制の構築など、教育委員会との連携を強化しながら先進的な取り組みを行っている。

#### 5. 構造改革特別区域計画の意義

本町は昭和42年から昭和50年まで財政再建準用団体に指定されている。

その後、町財政の合理化をはかり現在の財政状態は健全な運営を行っているが、今後も財政状況は非常に厳しい状況である。

また、昭和61年には行政改革大綱、平成18年3月には岬町集中改革プラン（5カ年計画）を策定し、行財政改革の推進に努めてきたが、地域経済の低迷や地価の下落による町税収入の減少などの影響を受け、改革効果が相殺され、各種基金の取り崩しにより収支を調整するという極めて厳しい財政状況が続いており、現在は第2次集中改革プラン（5カ年計画）の計画を実施中である。

この様な中、少子高齢化の進行で、家族や地域の結びつきが希薄になるにつれ、子育ての協力者や仲間を得ることが難しくなり、家庭における子育てへの負担や不安が増大しており、子育ての孤立化に拍車をかけている。親の悩みや不安は子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすことが懸念され、子どもの健やかな成長のためには、保育サービスの向上だけでなく総合的な子育て支援策の充実が課題となっている。

また、近年の離婚数の伸びによるひとり親家庭の増加や子育てをしながら働く家庭は増えており、その働き方も多様化する傾向にある。保育所においては、低年齢児の入所児童の増加や早朝保育をはじめ延長保育、土曜保育を実施している。これらの需要にこたえていくためには、保育所を効率的に運営するとともに、親子の負担を軽減するための施策を図る必要がある。

公立保育所における給食の外部搬入の実施は、衛生面や安全面、食育等に十分な配慮をしながら経費面での合理的な節減が図られ、その財源を保育サービスの向上だけでなく、子どもの健やかな成長のための施策の充実に活用できる。

#### 6. 構造改革特別区域計画の目標

①外部搬入方法の実施により、公立保育所運営のさらなる効率化を進め、多様化する保育への保護者のニーズに対応し、保育サービスの充実強化を図る。

②献立の評価検討を十分行うことにより、安全、安心で年齢や発達段階に応じた給食を提供する。また、最近増加するアレルギー体質及び体調不良児の児童に対応するため、調理室において除去食や代替食を用意するなど柔軟な対応をする必要がある。

③保育所における食育事業で、季節に応じた野菜づくりや地産地消による食材の購入を体験させるなど、乳幼児期から身近な食材に慣れ親しむことにより食への関心を持たせるとともに、正しい食習慣を身につけさせることにより、児童の健やかな成長に努める。

#### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

①外部搬入方式の実施により、保育所施設の維持管理費や適切な調理員の配置等による人件費の節約などの経費の節減が図られ、保育所の効率的な運営が図れる。

②衛生面、安全面で設備の整った調理施設で調理することや食材の一元購入による経費節減を図り、その財源を保育サービスの向上や子育て支援の充実に活用できる。また、地産地消による地元の野菜を食材として購入することにより、農業振興に寄与する。

③保育所での食育事業として園庭や農園での野菜づくり、手作りおやつのおやつの食材購入など、乳幼児が身近な食材により、食に関心を持つとともにきちんとした食事のマナーを身に付け、食を通して感動する心を育てる。

## 8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ・子育て支援施策の充実

給食の外部搬入を実施し、保育所施設の維持管理経費や調理員の適切な配置による経費等の節減により、子育て相談事業や子育て支援プログラムを充実させるとともに全ての子育て家庭において、安心して子育てができるように、親同士の交流の場の整備や、地域における養育に関する情報の提供に努める。

### ・食育の推進

食育推進活動として、町内の農園を活用し、保育園及び地域の住民の方々と野菜づくりに挑戦するとともに収穫した野菜等は、安全な野菜として保育所給食に提供する。

### ・地産地消の推進

保育所給食に、安全で安心な地元農産物を購入することで、児童に安全な給食を提供する。

別紙

1. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

岬町内の公立保育所（2ヶ所）

岬町立淡輪保育所、岬町立多奈川保育所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

公立保育所の給食について、子育て支援センターで調理して搬入する外部搬入方式を実施する。各保育所に調理員を配置し、年齢に応じた給食提供（離乳食等）、食物アレルギー児童に対応した除去食及び代替職の提供、体調不良児への柔軟な対応をする。園児用の食器等は消毒し、洗浄保管する。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について（平成20年4月1日付雇発0401002号）」における留意事項を順守する。

各保育所の調理室の面積及び主な設備は以下のとおりである。なお、各保育所には、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫が備え付けてあり、冷蔵・冷凍は可能である。各保育所に調理員1名程度を配置するとともに、体調不良児については、給食の量や食材の大きさ、柔らかさなど、保育所の調理室又は配膳室で児童の体調に合わせた給食を調理し提供する。

(公立保育所調理室の状況)

	調理室面積 (㎡)	保存設備	その他	備考
		冷凍・冷蔵庫	食器消毒保管機	
淡輪保育所	38.40	2台	1台	
多奈川保育所	15.66	1台	—	平成24年 4月1日移転
子育て支援センター	38.50	3台	4台	

(2) 外部搬入する給食は、0歳児から実施することとし、年齢等に応じて味付けや大きさ、固さ、量などを変えて提供する。離乳食については、保育所の調理室で調理し提供する。給食の内容は独自の献立とし、外部搬入については、子育て支援センターから配送する。

(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託に

について（昭和62年3月9日付社第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発86号）」を順守する。

給食の搬入については、加熱調理後、専用の食缶に入れ、専用の給食運搬車で配送する。搬入された給食は、保育所調理室で調理員により配膳し提供する。なお、検食については、子育て支援センターで配送前に行うとともに、保育所において提供前に検食をする。

**【給食の配送計画】**（平成24年4月1日より。但し、平成24年3月31日までは、なお従前の例による。）

（平日・土曜日）

配送車

10:20 子育て支援センター  
↓  
10:35 多奈川保育所  
↓  
10:50 子育て支援センター  
↓  
11:10 淡輪保育所

**【子育て支援センター給食調理室の概要】**

名称：子育て支援センター  
設立年月：昭和47年4月1日  
構造：鉄骨造2階建  
敷地面積：4,908㎡  
建築面積：1,288㎡（調理部分38.50㎡）  
職員：9人  
事務 2人  
栄養士 1人  
調理員 5人  
運転手 1人

調理能力：1日300食

調理器具：食器消毒保管庫、冷凍庫、フライヤー、食器洗浄機、冷蔵庫、一槽シンク、二槽シンク、回転釜、炊飯器、包丁まな板殺菌庫、ガスコンロなど

(4) 給食の内容については、毎月1回各保育所の所長、保育士と子育て支援センターの所長、調理責任者、栄養士からなる給食献立作成会議を開催し、前月分の献立の検証と次月の献立作成する。また、献立については、管理栄養士が児童の発育・発達過程に応じた必要栄養素量を確保する。さらに、1月ごとの献立表を保護者に配布し、献立の周知を図るとともに献立に対する保護者の要望等の把握に努める。また、アレルギー児童の対応については、対象となる児童の保護者により1月分のすべての献立確認を行い、提供可能な食材等により提供する。